加2字

〜'85.2.14〜21〜

（'85.2.27 京都地裁·下）

1

最終意見陳述〈の位相で

n次の拘束空間を巡礼〜占拠している

被告人 松下昇

本来ならば、被告人の弁論は認められていないであろうが、昨年一二月一七日の東京高裁における拘束〜監置〜告訴〜逮捕〜勾留〜起訴〜移監〜によって大阪高裁の法廷に出頭せざるをえないという事件のために、十分に訴訟活動しえない分だけ、書面による意見を弁護人の弁論に併合〜提出したい。

とはいえ個々の事実関係については弁護人が十分に展開ていると思われるし、また補足するにしてもその文書うつしを入手していないので、ここでは本件を特化するいくつかのテーマを素描する。

一、前記の勾留によって被告人や関係者の弁論は言語に尽くしがたいものがあるが、同時に、これまで視えなかった多くの事柄が視えはじめる契機ともなっている。数例を上げると

①東京における起訴の超論的係属性の構造と、本件におけるそれの十五年をこえる同位性と差異について。

②本件における二つの告訴、すなわち昭和四五・一・八〜四六・九・二二〜について

昭和四五年七月六日付
同四六年九月二三日付
のもの〜被告人の逮捕を必要とせず、起訴は告訴後、それぞれ四ヵ月、六ヵ月後におこなわれた意味——被告人の無関係が明らかな場合も起訴せざるをえない力学が存在する。

③被告人の職業はかつて、各種アルバイトしていて不詳でもなく〈勾留中の被告人〉である！（衣食住を国家が管理〜支給している。）

〔註—前記の②は①に入れ、②として〈東京〉と〈大阪〉の文明論的比較、＋前者の権力性〜非人間性批判をした方がよかったかも知れない。〕

第一八字

二、本年二月一四日には、東京地裁における勾留理由開示公判（侵襲被告団から出廷）と、大阪高裁における被告人質問が同時的に展開された。前者における勾留理由は、終者における証言によって全て解体され、かつ後者の公訴事実の解体をもなしとげつつある。数例を上げると

①「前科があり、現在も刑事公判をもっているから逃亡のおそれあり」↓それぞれの公判には全て出頭し、積極的に審理に参加している。

②「証拠隠滅のおそれあり」↓それぞれの公判で、検察側が—かくしていた証拠を審理の対象にしてきたのは被告人側である。

③「被告人は自らの行為を反省していない」↓全ての公判で、とくに大阪高裁の七個の事件について、被告人は、あえていえば〈冤罪の確信犯〉である。すなわち、個体として自らがおこなったのではない場合も、侵襲被告団としてその罪を引きうけていく、という方法を生きている。これ以上に反省的な世界認識〜世界変革の方法があろうか？

三、はみだし風翔するヴィジョンについては、二月二一日の最終弁論および、それ以後のあらゆる審問の場で開示する。

（大阪拘置中の活動は情況的な治療の意味をもったことを、裁判の念と共に一言かきとめておく。）

〜一九八五年二月一四日〜二一日〜

〜大阪高等裁判所第四刑事部〜御中

コクヨ ケイー10